

平成28年4月28日

入札契約制度の改正等について

1 造園業務委託の最低制限価格の設定について

(1) 改正内容

造園業務委託（樹木のせん定等の業務（草刈又は除草作業業務は除く。))に最低制限価格を設けます。この場合の最低制限価格基準率は0.72とし、建設工事と同様の計算式及び計算方法で最低制限価格を求めることとします。

最低制限価格(税抜) = 予定価格(税抜) × (最低制限価格基準率(0.72) - (0.002X + 0.0002Y))

(2) 改正時期

平成28年4月28日以降の入札公告・指名通知分から

2 社会保険等未加入業者との一次下請契約の原則禁止について

本局発注工事において元請業者と社会保険未加入業者との一次下請契約を原則禁止します。

(1) 一次下請業者の範囲

一次下請業者のうち建設業許可を有する者（警備業務等は対象となりません。）

(2) 対象工事

下請代金の総額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金額の総額）が、3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円以上）の工事

(3) 実施時期

平成28年4月28日以降の入札公告・指名通知分から

3 その他

平成27年6月1日から試行を行っている「送・配水管布設工事における一般競争入札（条件付）の地区要件の変更（試行）」については、平均完成工事高を活用することとなる平成28年6月1日以降発注の送・配水管布設工事についても、試行の対象として実施します。